

ヒグマにご注意ください - 4月1日から5月31日までは「春のヒグマ注意特別期間」です -

近年はヒグマによる人身事故が全国で多発しているため、野山に入られる方は次のことに注意しましょう。また、熊スプレーを持参するなど、もしもの時の対策も忘れずにしましょう。

『山には一人で入らず音を出しながら歩く』

自分がいることをヒグマに知らせることで遭遇を避けられる可能性があります。

『うす暗いときは山に入らない』

視界も悪く、突発的にヒグマに遭遇する可能性があります。

『ヒグマのフンや足跡、動物の死体を見たら』

すぐに引き返す』

付近にヒグマが潜んでいる可能性があります。

『ゴミはヒグマを呼び寄せるため絶対に捨てない』

後から来る人を危険に陥れる可能性があるため絶対にしないでください。

★もしも出会ってしまったら

ヒグマの様子を見ながら、視線をそらさずに静かにゆっくりとその場から離れましょう。スマートフォンなどでの撮影はヒグマを興奮させるため絶対にしないでください。

子グマの近くには必ず親グマが居ます。不用意に近づけば、我が子を守るために母グマが襲ってくるため近づかないでください。

ヒグマに対する対策をしても、ヒグマとの突発的な遭遇を必ず避けられることはありませんので、不必要に野山へ入ることはやめましょう。

●問い合わせ先：産業課鳥獣被害対策推進室 ☎ 0146・47・2110

新冠町ホームページをリニューアルしました

町ホームページをリニューアルしました。デザインを一新するとともに、スマートフォンからも見やすい表示に対応しました。あわせて、知りたい情報へスムーズにアクセスできるようナビゲーションボタンやページ構成を見直し、利便性の向上を図りました。

リニューアル前の情報についても引き続きご覧いただけます。また、アドレスに変更ありません。今後とも内容の充実に努めてまいりますので、ぜひ町ホームページをご利用ください。



●問い合わせ先
企画課まちづくりグループ広報統計係 ☎ 0146・47・2498

健康カレンダー

(お問い合わせ先：保健福祉課 ☎ 0146・47・2113)

月 日	時 間	事業名	場 所
4月 15日(水)	15:00~16:30	フッ素塗布	保健センター
28日(火)	受付 12:30~ 受付 13:00~	4・7・12ヶ月児健康診査 1歳6ヶ月・3歳児健康診査	

事業の詳細は、対象者への個別案内や町政事務委託文書などでお知らせします。

ご寄附ありがとうございました。(敬称略)

●まちづくりに役立ててと

☆株式会社 合同資源 (1,000,000円)

☆ホクレン農業協同組合連合会 (1,000,000円)

●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆芽呂女性部 (古布1袋)

☆木村 千鶴子 (古布2袋)

☆藤原 まさ子 (古布1箱)

☆ボランティアグループあゆみ (カット布24束)

☆ボランティアグループちょぼら (カット布6袋)

新冠町社会福祉協議会へ

●福祉事業に役立ててと

☆芽呂女性部 (古切手1袋)

☆匿名 (古布1袋)

☆匿名 (古布1袋)

☆匿名 (古布1袋)

古布寄贈のお願い

古着や古シャツなど、使用しなくなったものがありましたら、直接、国保診療所・老人ホーム恵寿荘・町社会福祉協議会にご持参ください。

令和8年度 心身障害者一般巡回相談のご案内

一般巡回相談では、北海道心身障害者総合相談所判定員が下記のとおり相談・判定を行います。相談を希望される方は相談・判定に係る提出書類の作成など事前準備がありますので、令和8年4月24日(金)までにご連絡ください。

○相談対象者

18歳以上の方で次に該当する方とその家族

①身体障がい者で車いすなど(電動含む)の直接判定を要する補装具の交付を希望する方

②知的障がい者で療育手帳の新規または再判定を希望する方

○日時

令和8年6月2日(火) 9時~17時

令和8年6月3日(水) 9時~17時

※療育手帳の再判定は基本文書判定になりますので、事前資料を開催日の4週間前までに提出する必要があります。

○場所

新ひだか町保健福祉センター
(静内郡新ひだか町静内緑町4丁目5番1号)

●問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ福祉係

☎ 0146・47・2113

令和8年4月1日より交通ルールが変わります

令和8年4月1日より、自転車にも「交通反則通告制度(青切符)」が導入されます。

青切符の対象者は16歳以上の運転手で、違反行為は「ながらスマホ」「信号無視」「飲酒運転」など113種類です。違反すると反則金が課せられますのでご注意ください。

また、年々、町内で生活する外国人が増加してい

ることから、英語など複数の言語で日本の交通ルールを紹介するサイトを町ホームページ(右QRコード)に掲載しましたので、外国人に対する制度周知や企業研修の際にご活用ください。



●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ社会係

☎ 0146・47・2112

エンゼル券の申請手続き

- ごみ処理手数料を減免します -

町では、少子化対策・福祉対策の一環として2歳半までのお子さん、または、心身の障がいなどで常時おむつを使用されている方が在宅しているご家庭に対して、一定の処理量までの手数料を減免しています。

減免の申請があった家庭には、次のとおり指定ごみ袋を無償で配布していますので、忘れずに町民生活課へ申請してください。

○ごみ袋配布枚数

- ・誕生時 年間30枚
- ・1歳の誕生日 年間20枚
- ・2歳の誕生日 年間10枚
- ・心身の障がいなどで常時おむつを使用されている方 年間30枚

※配布するごみ袋は「燃やせるごみ袋(大)」です。

○申請時に必要なもの

- ・乳幼児に係る申請 母子手帳
- ・要介護者に係る申請 介護状態が分かるもの

●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ環境衛生係 ☎ 0146・47・2112

不法投棄・野焼きは法律違反!!

- ルールを守り、正しくごみを処理しましょう -

～不法投棄の禁止～

ごみの不法投棄は犯罪です。車から何気なく投げたペットボトルや買い物袋も同罪です。所有地であっても不法投棄となりますので、町で定められたごみの分別により適切に排出してください。

～野焼きの禁止～

家庭用の焼却炉、ドラム缶、土管などによるごみの焼却は、原則禁止されています。例外として、農業を営むためなどの野焼きは認められる場合もありますので、役場産業課(☎ 0146・47・2110)へ事前に相談し手続きをしてください。

～違反者は法律により罰せられます～

それぞれの違反者は廃棄物処理法により、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、さらに法人等の場合は、3億円以下の罰金が課されますので絶対にやめましょう。